

# 第 99 回

## 定時株主総会 招集ご通知



シンフォニアテクノロジー株式会社  
(証券コード：6507)

### 日 時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時

### 場 所

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
芝NBFタワー7階（当社会議室）

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 当社株券等の大規模買付  
行為に関する対応方針  
(買収防衛策)の更新の件

### 目 次

株主の皆様へ	P.1
第99回定時株主総会招集ご通知	P.2
株主総会参考書類	P.7
事業報告	P.41
連結計算書類	P.65
計算書類	P.68
監査報告	P.70
(ご参考)	
トピックス	P.77

# 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社第99回定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、本総会はライブ配信を予定しており、総会の模様をインターネット上でご覧いただけます。

さて、当社グループは2022年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「SINFONIA NEW STAGE 2024」を策定し、取組をスタートいたしました。新中期経営計画では継続的な企業成長を実現するため、新商品の開発、新事業の育成に重点的に取り組むことで、製品ポートフォリオの変革を図り、新たなステージでの安定した企業成長と、社会のサステナブルな発展への貢献を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長 **武藤 昌三** 代表取締役社長 **平野 新一**



## 企業理念

「一歩先を行く技術」  
「地球を大切に作る心」  
「思いやりのある行動」

私たちはこの3つを大切に  
人から宇宙まで  
豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

(証券コード 6507)  
2023年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
シンフォニアテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 平野新一

## 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（シンフォニアテクノロジー）または証券コード（6507）を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル<sup>®</sup>）】

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、<https://www.soukai-portal.net> にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力ください。

QRコードは  
議決権行使書用紙に  
ございます。

各ウェブサイトはメンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、上記の他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）の当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー7階(当社会議室)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第99期(2022年4月1日より2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第99期(2022年4月1日より2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役9名選任の件

**第3号議案** 監査役1名選任の件

**第4号議案** 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。  
(代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主様1名に限ります。)
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。  
(1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」  
(2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日は当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ◎株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

**日時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時

**場所** 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー7階(当社会議室)  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### ◎インターネット等で議決権を行使される場合



詳細は、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分まで

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### ◎書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2023年6月28日（水曜日）  
午後5時30分まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使\*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。  
ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

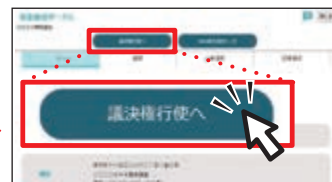
▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



議決権行使書用紙



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。



## インターネットによるライブ配信のご案内

株様が株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。スマートフォンまたはPC等から、以下の方法によりライブ配信ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID (=株主番号) とパスワード (=郵便番号) を入力の上、ご覧ください。

### 1 配信日時

2023年6月29日(木曜日) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前(午前9時30分)頃より使用可能です。

### 2 当日の視聴方法

株様認証画面(ログイン画面)で必要となる「株主ID (=株主番号)」と「パスワード (=郵便番号)」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信ウェブサイト <https://6507.ksoukai.jp>

株主ID ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(数字9桁)

パスワード ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号」(数字7桁、ハイフン無し)

### 3 ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。また、ライブ配信をご覧いただいたことにより議決権を行使したことにはなりませんので、事前に書面またはインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます(事前行使の方法は、4～5ページをご参照ください)。
- ・ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧いただくための通信料金等は、各株様のご負担となります。
- ・ライブ配信のURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ・何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト(<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>)にてお知らせいたします。

### 4 お問い合わせ先

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先	株式会社ブイキューブ 電話：03-6833-6245 (受付時間：6月29日9:00～株主総会終了まで)
株主番号及びパスワードに関するお問い合わせ先	三井住友信託銀行 パーチャル株主総会サポート専用ダイヤル 電話：0120-782-041 (受付時間：9:00～17:00 土日休日を除く。)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、株主の皆様の利益と、企業体質の強化及び今後の事業展開のための内部留保の充実、先行きの収益状況を勘案して利益配分を決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金75円  
総額2,127,203,850円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日



## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	武藤 昌三	代表取締役会長 開発本部の管掌	再任
2	平野 新一	代表取締役社長	再任
3	坂本 克之	取締役常務執行役員 財務部長兼同内部統制推進室長、IT企画部、監査部及び全社リスク管理の担当、経営企画部、総務人事部、法務部、品質管理部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌	再任
4	千手 裕治	取締役常務執行役員 電機システム本部長兼同産業インフラシステム及び振動機事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌	再任
5	山国 稔	取締役常務執行役員 電子精機本部長	再任
6	幡野 隆一	取締役常務執行役員 クリーン搬送システム本部長、グローバル事業推進本部の管掌	再任
7	結川 孝一	社外取締役	再任 社外 独立
8	佐古 達信	社外取締役	再任 社外 独立
9	藤岡 純	社外監査役	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1



所有する当社の株式の数  
44,800株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

ぶとう  
武藤

しょうぞう  
昌三 (1947年7月19日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	当社入社	2015年6月	当社代表取締役会長	現在に至る
2003年6月	当社取締役			
2005年6月	当社常務取締役	2019年6月	当社開発本部の管掌	現在に至る
2007年6月	当社専務取締役			
2009年6月	当社代表取締役社長			

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、2009年6月より代表取締役社長として経営を牽引し、また2015年6月からは代表取締役会長に就任し、取締役会における監督機能の強化と実効性の確保を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2



所有する当社の株式の数  
27,700株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

ひらの  
平野

しんいち  
新一 (1955年5月2日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2021年11月	当社代表取締役	
2012年6月	当社執行役員	2022年4月	当社代表取締役社長	現在に至る
2016年6月	当社常務執行役員			
2017年6月	当社取締役			
2019年6月	当社専務執行役員			

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門の責任者として当社経営を担った後、2022年4月より代表取締役社長として持続的な企業価値向上を実現するべくリーダーシップを発揮して経営を牽引しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

さかもと  
**坂本**

かつゆき  
**克之** (1969年4月24日生)

再任



所有する当社の株式の数  
16,400株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2020年4月	当社経営企画部の管掌 現在に至る
2016年6月	当社財務部長 現在に至る	2021年4月	当社常務執行役員、監査部の担当、総務人事部、法務部、
2017年7月	当社財務部内部統制推進室長 現在に至る		全社コンプライアンス及びW A Y推進プロジェクトの管掌 現在に至る
2018年6月	当社執行役員	2023年4月	当社品質管理部の管掌 現在に至る
2018年6月	当社取締役、全社リスク管理の担当 現在に至る		
2020年1月	当社IT企画部の担当 現在に至る		

取締役候補者とした理由

同氏は、経理部門に従事した後、現在は経営基盤の強化に向けた財務戦略の実現及び経営の中核を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

せんじゅ  
**千手**

ひろはる  
**裕治** (1965年12月15日生)

再任



所有する当社の株式の数  
6,200株

取締役会出席状況  
15回/15回  
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役 現在に至る
2019年6月	当社執行役員	2022年4月	当社常務執行役員、電機システム本部長、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌 現在に至る
2019年6月	当社電機システム本部産業インフラシステム事業の担当 現在に至る		
2021年4月	当社電機システム本部振動機事業の担当 現在に至る		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5



所有する当社の株式の数  
7,000株

取締役会出席状況  
11回/11回  
(出席率100%)

やまくに  
山国

みのる  
稔 (1963年10月21日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社  
2020年 4月 当社執行役員  
2022年 4月 当社常務執行役員、電子精機  
本部長 現在に至る  
2022年 6月 当社取締役 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6



所有する当社の株式の数  
5,000株

取締役会出席状況  
11回/11回  
(出席率100%)

はたの  
幡野

たかいち  
隆一 (1963年12月25日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2020年 4月	当社執行役員
2002年 7月	アシストシンコー(株) (現 村 田機械(株)) 入社	2022年 4月	当社常務執行役員 現在に至る
2006年 1月	STMicroelectronics入社	2022年 6月	当社取締役、グローバル事業 推進本部の管掌 現在に至る
2007年12月	Asyst Technologies Inc入社	2022年10月	当社クリーン搬送システム本 部長 現在に至る
2009年12月	当社入社		

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

ゆいかわ  
**結川**

こういち  
**孝一**

(1948年9月15日生)

**再任** **社外** **独立**



所有する当社の株式の数  
500株

取締役会出席状況  
11回/11回  
(出席率100%)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1971年 4月	福井精錬加工(株) (現 セーレン(株)) 入社	2014年 6月	同社代表取締役社長 経営執行責任者
2003年 6月	同社執行役員	2018年 6月	同社常勤顧問
2005年 6月	同社取締役 執行役員	2019年 6月	河西工業(株)社外取締役 現在に至る
2006年 6月	同社取締役 常務執行役員	2020年 6月	セーレン(株)非常勤顧問 現在に至る
2010年 6月	同社取締役 専務執行役員	2022年 6月	当社社外取締役 (非常勤) 現在に至る
2011年 6月	同社代表取締役 副社長執行役員		

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

同氏は、当社とは異なる業種での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者  
番号

8

さこ  
**佐古**

たつぶ  
**達信**

(1952年8月21日生)

**再任** **社外** **独立**



所有する当社の株式の数  
0株

取締役会出席状況  
11回/11回  
(出席率100%)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1975年 4月	日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社	2020年 4月	双日マシナリーホールディングス(株) (現 双日マシナリー(株)) 取締役社長
2006年 4月	同社執行役員		双日マシナリー(株)取締役会長
2008年 4月	同社常務執行役員	2021年 4月	双日マシナリー(株)取締役会長 現在に至る
2013年 3月	同社退任	2022年 6月	当社社外取締役 (非常勤) 現在に至る
2013年 4月	双日マシナリー(株)顧問		
2013年 6月	同社代表取締役社長		
2019年 6月	同社取締役会長		

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

同氏は、当社とは異なる業種での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。



候補者  
番号

9

ふじおか  
藤岡

じゅん  
純 (1951年3月3日生)

新任 社外 独立



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	(株)神戸製鋼所入社	2016年4月	同社相談役
1999年10月	コベルコ建機(株)執行役員	2018年6月	同社相談役退任
2002年6月	同社取締役執行役員	2020年6月	当社社外監査役(非常勤)
2005年6月	同社常務執行役員		現在に至る
2008年4月	同社専務執行役員		
2008年6月	同社取締役専務執行役員		
2011年6月	同社代表取締役社長		

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、製造業での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山国稔氏、幡野隆一氏、結川孝一氏及び佐古達信氏は、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしましたので、就任後の取締役会出席状況を記載しております。
3. 結川孝一氏、佐古達信氏及び藤岡純氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、結川孝一氏、佐古達信氏及び藤岡純氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 結川孝一氏、佐古達信氏及び藤岡純氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。3氏の選任が承認可決された場合、当社は3氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第3号議案

## 監査役1名選任の件

現監査役のうち藤岡純氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

ふじおか                      あきこ  
藤岡                      章子                      (1971年10月3日生)

新任 社外 独立

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年4月 龍谷大学経営学部経営学科 専任講師  
2004年4月 同大学経営学部経営学科 助教授  
2007年4月 同大学経営学部経営学科 准教授  
2015年4月 同大学経営学部経営学科 教授  
現在に至る

## 社外監査役候補者とした理由

同氏は、学識経験者としての高度な知識・識見に基づき、客観的な立場からの監査と有効な助言をいただけるものと判断して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、マーケティング、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



所有する当社の株式の数  
0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤岡章子氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として(株)東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 藤岡章子氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 藤岡章子氏の戸籍上の氏名は、村上章子であります。



**(ご参考) 選任後の取締役及び監査役のスキルマトリックス**

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成は次のとおりであります。

氏名	独立性	特に期待する分野							
		企業経営	事業戦略	技術・研究開発	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理	
取 締 役	武藤昌三		○		○		○		
	平野新一		○		○	○			
	坂本克之			○				○	○
	千手裕治			○		○	○		
	山国稔			○	○	○			
	幡野隆一			○		○	○		
	結川孝一	社外/独立	○			○	○		
	佐古達信	社外/独立	○			○	○		
監 査 役	藤岡純	社外/独立	○	○	○				
	堀悟				○			○	○
	大西健司	社外/独立				○		○	○
	下谷收	社外/独立						○	○
藤岡章子	社外/独立				○		○	○	

※上記一覧表は、各取締役及び監査役の有する知見・経験の全てを表すものではなく、各取締役及び監査役に特に期待する分野を最大3つまで記載しております。

## 第4号議案

## 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「旧対応方針」といいます。）の更新を決議し、2020年6月26日に開催された当社第96回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧対応方針の有効期間は、2020年6月26日に開催された当社第96回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終了の時、すなわち本総会終了の時までとされております。

この旧対応方針の有効期間満了に先立ち、当社は、2023年4月25日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、旧対応方針の一部を改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決議いたしました。

なお、本更新を決定した当社取締役会においては、社外取締役3名及び社外監査役3名を含む取締役及び監査役が出席し、出席した取締役及び監査役の全員が、本更新に賛成する旨の意見を表明しております。

また、現時点において、当社株券等について特定の第三者から大規模買付行為（下記3. 2）(2)①において定義されます。以下同じです。）を行う旨の通告や提案を受けているという事実はありません。

本更新にあたり、旧対応方針からの主な変更点は以下の通りです。

- ① 対象となる大規模買付行為の範囲を見直しました。
- ② 大規模買付者にご提供いただく大規模買付情報の例をより明確化いたしました。
- ③ その他、語句の修正や文言の整理の他、一部の記載内容の詳細化等を行いました。

本更新は、上記の通り本総会において承認可決していただくことを条件とするものであるため、株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様にご委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て①企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、①多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、②創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、③ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、④事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、⑤組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為

を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である大規模買付者（下記3. 2）(1)①において定義されます。以下同じです。）により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

### 1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

#### (1) 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先を行く技術」「地球を大切にする心」「思いやりのある行動」私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、1917年の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を挙げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- ① 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- ② 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- ③ 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係
- ④ 個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土
- ⑤ 当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

#### (2) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社グループは、2022年度を初年度とする3カ年のグループ中期経営計画を策定し、取組を進めております。継続的な成長を実現するため、新商品の開発、新事業の育成に重点的に取り組むことで、製品ポートフォリオを変革し、新たなステージでの安定した企業成長と社会のサステナブルな発展への貢献を目指します。

2022-2024年は、技術開発力の強化と新商品・新事業の創出活動を最重要テーマとして、半導体関連分野に注力し、同分野の売上構成比率を上昇させ、成長ドライバーとしての位置づけを着実なものとし、また、物流・再生医療・脱炭素に関連する新製品の開発にも積極的に取り組むことで、製品ポートフォリオの変革を図ってまいります。

#### ①技術開発力強化による製品構成の改革

モータードライブ・パワーエレクトロニクス・システム制御技術の領域の拡大を進めてまいります。

特に半導体搬送、物流搬送ロボットシステム、エネルギーマネジメントに関連する分野については、産学連携・M&Aなども積極的に活用し、製品ポートフォリオの変革に繋げてまいります。

#### ②脱炭素・環境負荷低減への取組

社会及び当社グループのサステナブルな発展に向け、温室効果ガス排出量削減に努めるとともに、お客様の温室効果ガス排出量削減に繋がる製品へのシフトを進めます。

#### ③グローバル事業拡大

グローバルに跨るお客様への迅速な対応の実現に向け、アジア・北米地域の現地法人の機能強化を進めることで、グローバルビジネスの拡大を図ってまいります。

#### ④製品競争力・生産力の強化

製品競争力・生産力の強化に向け、製品のデジタル化及び生産の自動化を積極的に進め、収益力の向上を図ってまいります。

#### ⑤組織・文化の改革

サステナブルな企業文化の構築に向けて、中長期的な成長を視野に、人材教育・評価制度の充実、事業環境に柔軟に対応できる組織改革を通して、チャレンジできる人・チャレンジする人を支える企業への変革を図ってまいります。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置づけている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にする企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

## 2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役3名及び社外監査役3名を選任し、6名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。



### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組 (本対応方針)

#### 1) 本対応方針の目的

本対応方針は、上記1.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本更新を行うことを決定いたしました。

#### 2) 本対応方針の内容

本対応方針の内容は以下の通りですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙2「フローチャート」にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

##### (1) 本対応方針の概要

###### ① 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです（下記(2)「本対応方針に係る手続」をご参照ください。）。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、（i）取締役会評価期間（下記(2)④において定義されます。）が終了するまでの間、及び（ii）取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

###### ② 対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合（その詳細については別紙3「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」をご参照ください。）には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は別紙4「本新株予約権の概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当て

の方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。なお、当社は、この場合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

③ 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程（その概要については別紙5「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）に従い、（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役、または（iii）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様の共同の利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものとしたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

なお、本更新時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙6「独立委員会委員の略歴」の通りです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙5「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

(2) 本対応方針に係る手続

① 対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の a. または b. に該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- a. 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、当社の特定の株主<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>の合計が20%以上となる買付けその他の取得<sup>4</sup>
  - b. 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>8</sup>
- ② 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出
- まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。具体的には、「大規模買付意向表明書」に以下の事項を記載していただきます。
- a. 大規模買付者の概要
    - (i) 氏名または名称及び住所または所在地
    - (ii) 代表者の氏名
    - (iii) 会社等の目的及び事業の内容
    - (iv) 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
    - (v) 国内連絡先
    - (vi) 設立準拠法

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者及び同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」を意味します。以下別段の定めがない限り同じですが、かかる株券等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主、その共同保有者または特別関係者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、(ハ) 当該特定の株主、その共同保有者または特別関係者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士その他のアドバイザー、(ニ) 当該特定の株主、その共同保有者もしくは特別関係者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（以下、(ロ) ないし(ニ)を総称して「関係者等」といいます。）、並びに(ホ) 当該特定の株主、その共同保有者もしくは特別関係者または関係者等から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じです。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>4</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」を意味します。以下本b.において同じです。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(イ) 共同保有者、(ロ) 関係者等並びに(ハ) 特定の株主または(イ) もしくは(ロ) に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じです。

<sup>8</sup> 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。



- b. 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- c. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>9</sup>を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- d. 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

### ③ 「大規模買付情報」の提供

上記②に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>10</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を交付いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が適宜回答期限を定め（ただし、当社取締役会が最初に大規模買付情報を受領した日の翌日から起算して60日を上限とします。）別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得たうえで、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定いたします。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- a. 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主または出資者（直接であるかまたは間接であるかを問いません。以下同じとします。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドもしくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）の場合または大規模買付者が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存在する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（その具

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。

<sup>10</sup> 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下同じです。

- 体的名称、沿革、資本金の額または出資金の額その他資本構成、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、事業内容、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、出資先及び出資先に対する出資割合、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況、並びに、大規模買付者のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- b. 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する一連の取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）を含みます。）
  - c. 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容のほか、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
  - d. 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の具体的名称、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の具体的名称を含みます。また、資金調達が実行されるための条件の有無及び内容、資金調達後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。）
  - e. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
  - f. 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
  - g. 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
  - h. 大規模買付行為の完了後に想定する経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

- i. 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社及び当社グループの利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- k. 大規模買付行為が別紙3「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に該当するものではないことを誓約する旨の書面
- l. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性
- m. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関係が存在する場合にはその詳細
- n. その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社は、大規模買付者から大規模買付意向表明書が提出された場合にはその旨を適時に開示し、また、大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、その全部または一部を株主の皆様に適時に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断される時には、速やかにその旨を大規模買付者に通知するとともに、その旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付情報（追加的に要求したのものも含みます。）の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を開示した日から起算して原則として60日間（初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会が対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該延長される具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時かつ適切に開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間が終了するまでの間は、大規模買付行為を開始することができないものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置発動の条件

- a. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものとし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業



価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができることとします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うときであっても、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら当該大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

具体的には、別紙3「当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的に疑われる事情が認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、上記a.及びb.のいずれの場合においても、独立委員会から対抗措置の発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきである旨の勧告を受けたとき、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたものの当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断したときには、原則として株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。この場合、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動の可否に関する決議がされるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとしします。

⑥ 独立委員会の設置及び諮問等の手続

a. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（ただし、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙5「独立委員会規程の概要」に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとしします。なお、各委員の略歴は、別紙6「独立委員会委員の略歴」に記載の通りです。

独立委員会は、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か（大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるか、取締役会が必要かつ十分な情報を得ているにもかかわらず、引き続き情報の提供を求めているかを含みます。）を検証し、取締役会に報告するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響等の評価・検討等を行うとともに、自

らまたは当社取締役会等を通じて、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとし、また、独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保または向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（取締役会評価期間内において最大30日とします。）を定め、また、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下「当社取締役会情報」といいます。）を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとし、また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、当社監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。

#### b. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとし、また、（ただし、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）。

また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合、または独立委員会から株主意思の確認をするまでもなく対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたものの当社取締役会が独自に株主意思を確認すべきと判断した場合には、当社取締役会は、原則として、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するものとし、また、こうした手続の過程について、株主の皆様へ適時情報を開示することによりその透明性を確保するものとし、また、

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討したうえで、対抗措置を発動するか否かを判断するものとし、また、

#### c. 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記b. に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、（i）大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記（i）または（ii）の場合に該当するに至った具体的な事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとし、また、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社

取締役会は発動した対抗措置を中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。ただし、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記5）(2)に記載の通り、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

d. 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、大規模買付者が買付ルールを遵守したか否かに疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外にも、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされた時は、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

e. 取締役会評価期間の延長の勧告

独立委員会が、当初の取締役会評価期間終了までに、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該大規模買付者の大規模買付行為及び当社取締役会の代替案の内容の検討、当該大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、取締役会評価期間の延長（最大30日間）を勧告することができるものとします（なお、当該期間延長後、延長期間の上限の範囲内でさらなる期間の延長を勧告する場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記勧告を最大限尊重して当社取締役会により取締役会評価期間が延長された場合、独立委員会は、延長の理由と期間について、当社取締役会を通じて情報開示し、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(3) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙4「本新株予約権の概要」に記載する本新株予約権の無償割当てを行います。

ただし、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあります。この場合において、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされた時は、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議内容に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に必要な手続を遂行します。他方、株主意思確認総会が対抗措置の発動に関する議案を否決する決議をした場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施いたしません。大規模買付者は、上記の株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する旨の決議、または対抗措置の発動に関する株主意思確認総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。



### 3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

### 4) 本対応方針の合理性及び公正性について

#### (1) 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において株主の皆様へ承認されることを条件として本対応方針の効力が生ずるものとしております。したがって、本総会において株主の皆様へ承認が得られなかった場合には、本対応方針は効力を生ぜず、旧対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

また、上記3)に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

#### (2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

#### (3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様へ共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されること

本対応方針は、上記1.に記載の通り、当社の企業価値ひいては株主の皆様へ共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、導入されるものです。

#### (4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記3. 2) (2)⑤に記載の通り、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。



(5) 独立委員会の設置

上記3. 2) (2)⑥に記載の通り、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. 3)に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

5) 株主・投資家の皆様にご与える影響

(1) 本対応方針の効力発生時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本対応方針の効力発生時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、当社取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の本新株予約権が、別途定められる効力発生日において、無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. 2) (2)⑥c.に記載の手続等に従い当社取締役会が発動を決議した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者その他一定の者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は当社取締役会の承認なくして行うことができないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権の行使または取得の結果として株主の皆様には株式が交付される場合には、株主の皆様には株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- 6) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

- (1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

- (2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様に必要なとなる手続

当社が取得条項に基づき大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条以下に規定されます。）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、取得を行います。この場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の行使の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が大規模買付者その他の一定の者以外の株主であること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。）。また、大規模買付者その他の一定の者以外の株主の皆様には本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、新株予約権者の皆様に対して、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使していただきますようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意ください。

以上

## 当社の大株主等の状況

(2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	116,000,000株
(2) 発行済株式の総数	29,789,122株
(3) 株主数	13,476名
(4) 所有者別状況	

所 有 者 区 分	株 主 数 (名)	所 有 株 式 数 (株)	所 有 株 式 数 割 合 (%)
金 融 機 関	40	7,696,154	25.84
個 人 そ の 他	13,067	9,759,949	32.76
そ の 他 の 法 人	170	5,791,388	19.44
外 国 法 人 等	151	4,209,729	14.13
自 己 株 式	1	1,426,404	4.79
証 券 会 社	47	905,498	3.04
合 計	13,476	29,789,122	100.00

注 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,200株含まれております。

### (5) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,851	10.05
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)	1,835	6.47
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	1,027	3.62
ダイキン工業(株)	1,017	3.59
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	926	3.27
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	921	3.25
大日本印刷(株)	732	2.58
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	451	1.59
前尾吉信	427	1.51
ナブテスコ(株)	400	1.41
神戸製鋼商事(株)	400	1.41

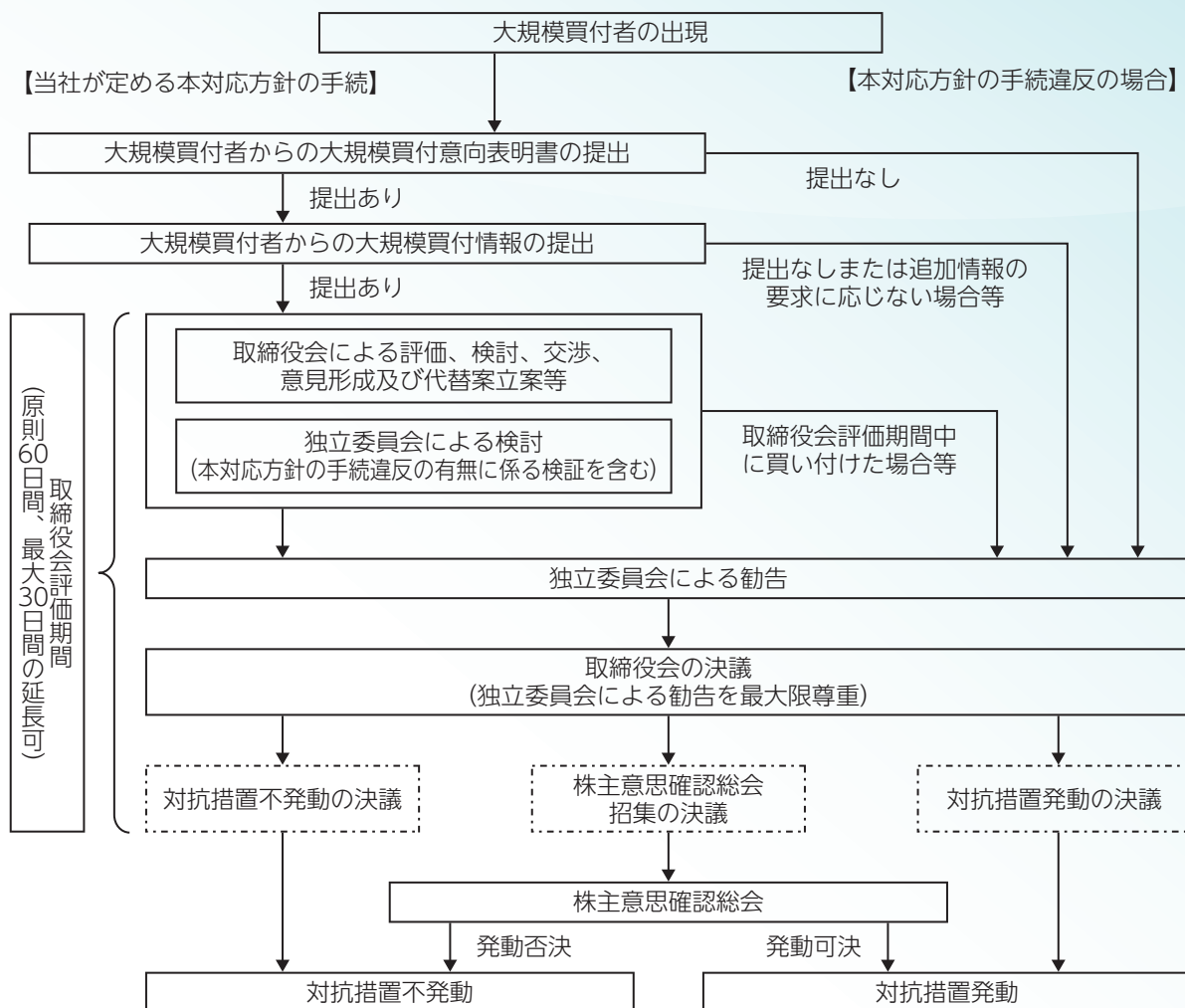
注1. 日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口) の持株数1,835千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。

注2. 当社は、自己株式を1,426,404株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

注3. 持株比率は、自己株式 (1,426,404株) を控除して計算しております。なお、自己株式 (1,426,404株) には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (167,500株) は含まれておりません。

以上

## フローチャート



本フローチャートは、あくまで本対応方針の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されたものです。本対応方針の詳細については、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件」本文をご参照下さい。

以上

## 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以上



## 本新株予約権の概要

- (1) 本新株予約権の割当総数  
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）に相当する数と同数とします。
- (2) 割当対象株主  
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。
- (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (7) 本新株予約権の行使条件  
本新株予約権の行使条件の詳細は本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしますが、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとするなど、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すものとします。また、当社は、非適格者が有する本新株予約権が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- (8) 当社による本新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。  
なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (9) 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得  
当社取締役会が発動した対抗措置の中止もしくは撤回を決議した場合または本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。
- (10) 本新株予約権の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。
- (11) 本新株予約権の行使期間等  
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上



## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員会委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、1）当社社外取締役、2）当社社外監査役、または3）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者または他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、各独立委員会委員及び当社各取締役は、これらの決定及び決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - 1) 対抗措置の発動の是非
  - 2) 発動した対抗措置の維持の是非
  - 3) 取締役会評価期間の延長
  - 4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問した事項
  - 5) 株主意思確認総会の招集
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - 1) 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為にあたるか否かの判断
  - 2) 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及び取締役会による情報提供の回答期限の決定
  - 3) 大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か（大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるか、取締役会が必要かつ十分な情報を得ているにもかかわらず、引き続き情報の提供を求めているかを含みます）の検討
  - 4) 大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討
  - 5) 大規模買付者との協議・交渉
  - 6) 当社取締役会に対する代替案の提示の要求・代替案の検討
  - 7) 本対応方針の廃止または変更に係る承認
  - 8) その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
  - 9) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項

6. 独立委員会は、提供された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、自らまたは当社取締役会等を通して、大規模買付者に対し、情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び独立委員会から追加提出を求められた大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者等及び大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、前項の情報・資料等について、当社の取締役、監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し独立委員会が必要とする説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
9. 各独立委員会委員は、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故ある時その他やむを得ない事由がある時は、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員の略歴

独立委員会委員は、以下の3名により構成される予定です。  
 なお、各独立委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

(\* 敬称略)

藤岡 純 (ふじおか じゅん)

【略 歴】 1951年3月3日生  
 1976年4月 (株)神戸製鋼所入社  
 1999年10月 コベルコ建機(株)執行役員  
 2002年6月 同社取締役執行役員  
 2005年6月 同社常務執行役員  
 2008年4月 同社専務執行役員  
 2008年6月 同社取締役専務執行役員  
 2011年6月 同社代表取締役社長  
 2016年4月 同社相談役  
 2018年6月 同社相談役退任  
 2020年6月 当社社外監査役(非常勤)(現任)

※藤岡 純氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。同氏は、本総会において社外取締役としての選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。

大西 健司 (おおにし けんじ)

【略 歴】 1955年4月1日生  
 1977年4月 神鋼商事(株)入社  
 1994年4月 神商マレーシア(株)社長  
 1999年2月 神鋼商事(株)機械本部貿易グループ長  
 2004年10月 同社機械・情報本部機械貿易部長  
 2007年6月 同社執行役員  
 2010年6月 同社常務執行役員  
 2013年6月 同社常務執行役員  
 神鋼商貿(上海)有限公司董事長兼総経理  
 2015年6月 神鋼商事(株)取締役専務執行役員  
 2017年6月 同社代表取締役専務執行役員  
 2018年6月 同社顧問  
 2018年6月 (株)マツボ一取締役  
 2019年6月 神鋼商事(株)顧問退任  
 2020年6月 (株)マツボ一取締役退任  
 2020年6月 当社社外監査役(常勤)(現任)

※大西健司氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。

下谷 收 (しもたに おさむ)

【略 歴】 1956年3月26日生  
1988年4月 弁護士登録 (現任)  
1994年4月 東京弁護士会常議員 (1995年3月まで)  
1999年4月 関東弁護士会連合会常務理事 (2000年3月まで)  
2006年4月 弁護士会館講堂運営委員会委員長 (2009年3月まで)  
2010年4月 東京弁護士会副会長 (2011年3月まで)  
2011年4月 東京弁護士会会館委員会委員長 (2012年3月まで)  
2011年6月 東京都弁護士協同組合専務理事 (2013年5月まで)  
2011年7月 東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団事務局長 (2013年3月まで)  
2012年1月 下谷法律事務所開設 (現任)  
2015年4月 東京弁護士会会館委員会委員長 (2017年3月まで)  
2015年6月 全国弁護士協同組合連合会専務理事 (2017年5月まで)  
2016年6月 当社社外監査役 (非常勤) (現任)  
2017年6月 東京都弁護士協同組合理事 (2019年5月まで)  
2019年5月 東京都弁護士協同組合副理事長 (2021年5月まで)  
2021年5月 全国弁護士協同組合連合会副理事長 (現任)

※下谷 收氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。

以 上

〈× モ 欄〉

Area with horizontal dashed lines for text entry.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス



## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、旺盛だった半導体業界の設備投資が年度後半から調整局面に転じましたが、年間では総じて堅調に推移いたしました。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、円安の進行及びサプライチェーンの不安定化等により資源・材料価格の高騰や部材不足が生じる状況が続きました。

このような情勢の下、当社グループといたしましては、新中期経営計画「SINFONIA NEW STAGE 2024」において成長ドライバーと位置づける半導体関連分野で、受注拡大と生産能力増強に積極的に取り組んでまいりました。また、2022年10月に組織再編を実施し、クリーン搬送システム事業を本部として独立させ、事業環境の変化に迅速かつ機動的に対応できる体制を整備いたしました。

次世代ビジネスへの創出に向けては、搬送の省人化・自動化に貢献する製品開発を進めており、当連結会計年度においては、医療現場における人手不足解消に寄与する自律走行搬送ロボットを開発し、病院での実証試験を開始いたしました。

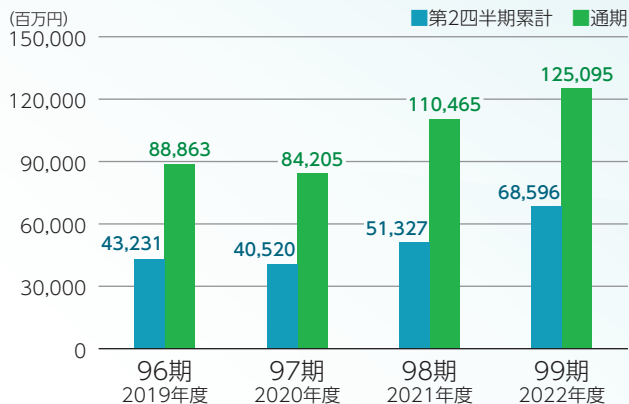
また、社会及び当社グループのサステナブルな発展に向けて、製品の電動化開発等に注力する等、当社の環境ステートメント「ECOing」に基づく脱炭素・環境負荷低減への取組を推し進めるとともに、従来より取り組んでいる当社製作所周辺の清掃活動やスポーツ・文化活動を通じた地域貢献をさらに推進してまいりました。

企業集団の連結業績につきましては、受注高は1,250億95百万円（前連結会計年度比13.2%増）、売上高は1,088億8百万円（同15.0%増）となりました。損益面につきましては、経常利益は119億97百万円（同51.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は80億98百万円（同44.8%増）となりました。

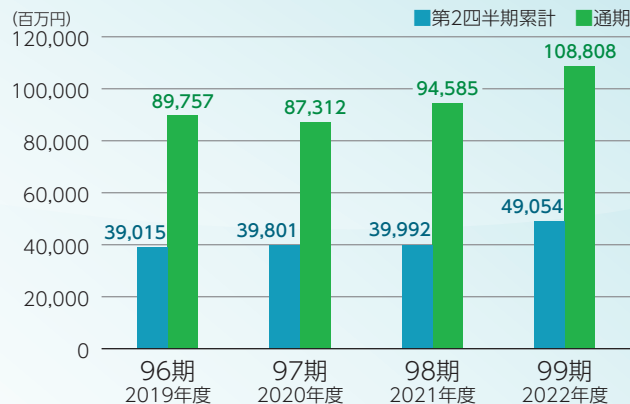
当連結会計年度におけるセグメント別概況は、43～44ページに記載の通りであります。

なお、上述の通り2022年10月にクリーン搬送システム事業を本部として独立させたことに伴い、従来の3セグメントから、「クリーン搬送システム事業」を加えた4セグメントに変更しております。また、「サポート&エンジニアリング事業」は「エンジニアリング&サービス事業」に名称変更しております。前連結会計年度との比較数値については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えて表示しております。

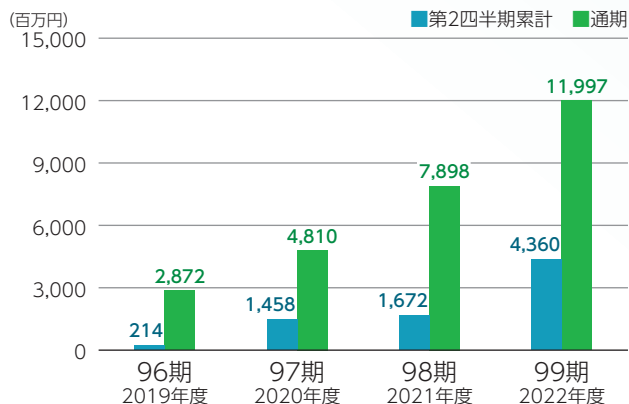
## 受注高



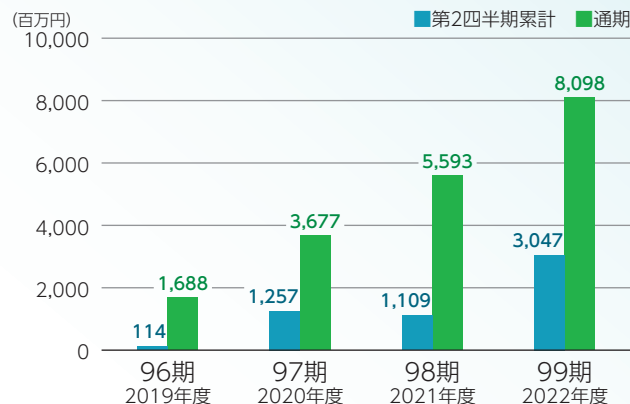
## 売上高



## 経常利益

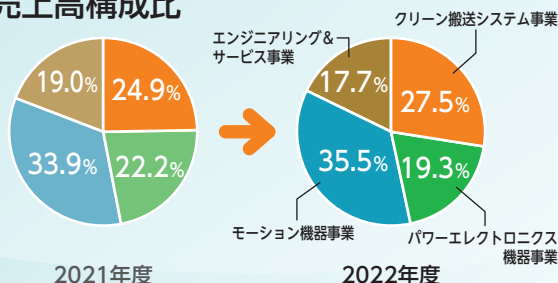


## 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



# セグメント別概況（連結）

## 売上高構成比



当連結会計年度におけるセグメント別概況は以下の通りです。

## グリーン搬送システム事業

受注高	285億82百万円	(前連結会計年度比 4.3%減)
売上高	299億23百万円	(前連結会計年度比 27.0%増)
営業利益	63億46百万円	(前連結会計年度比 40.4%増)

半導体産業における設備投資需要が年度後半から調整局面に転じたことから、受注高は285億82百万円(前連結会計年度比4.3%減)となりましたが、売上高は299億23百万円(同27.0%増)となりました。損益面につきましては、売上高の増加と為替影響により、営業利益は63億46百万円(同40.4%増)となりました。



### クリーン搬送機器

精密なデバイス加工精度と高度なクリーン搬送技術が求められる半導体製造工程において、世界のトップブランドとして信頼を集めています。大気搬送技術はもちろん、独自開発のN2パーージ機構を持つロードポートや真空搬送技術で、より微細化と歩留まり向上の要求が高まる半導体メーカーの期待に応えています。

## パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	330億87百万円	(前連結会計年度比 33.8%増)
売上高	209億84百万円	(前連結会計年度比 0.2%減)
営業利益	14億00百万円	(前連結会計年度は営業損失33百万円)

電子部品産業向けの振動機器の減少はありましたが、上下水道施設向けの電気設備、航空機整備用電源、真空溶解炉の増加により、受注高は330億87百万円(前連結会計年度比33.8%増)となりました。売上高はほぼ前年並みに推移し、209億84百万円(同0.2%減)となりました。損益面につきましては、社会インフラ案件の採算改善により、営業利益は14億円(前連結会計年度は営業損失33百万円)となりました。



### 社会インフラシステム

上下水道の監視制御システム、道路管理用電気設備、さらには再生可能エネルギー発電装置を核とした小規模スマートグリッドシステムなどを提供。安心と快適、そして省エネルギーを実現しながら信頼できる社会インフラを支えています。



### 振動機器

振動機器のトップメーカーとして、食品・化学・リサイクルなど、あらゆる業界へ振動コンベヤ等を提供。また、スマートフォン等に用いられる微小部品からネジなどの大形部品まで様々な生産・加工ラインにおける部品供給・整列搬送システムを提供しています。



### 産業インフラシステム

液化天然ガス搬送用のサブマージドモータ、資源リサイクルで金属ハンドリングを効率化するリフマブ®、高度な金属材料開発を実現する超高真空溶解炉、さらには航空機駐機中のCO2排出量を削減するGPUなどを提供し、持続可能な未来の実現に貢献しています。



### 自動車用試験装置

スピーディーな開発や安全性が求められる自動車産業において、衝突試験装置等の各種実験装置・検証装置を数多く提供。ハイブリッド自動車・電気自動車など、時代の要求に応える最先端自動車の開発に貢献しています。

## モーション機器事業

受注高	422億99百万円	(前連結会計年度比 13.7%増)
売上高	386億80百万円	(前連結会計年度比 20.5%増)
営業利益	25億 1百万円	(前連結会計年度比 81.6%増)

繊維機械向けアクチュエータ、産業車両用コントローラ、産業機械向け電磁ブレーキが好調であったことに加え、航空宇宙関連機器、アミューズメント向けプリンタの需要が回復したことから、受注高は422億99百万円(前連結会計年度比13.7%増)となりました。受注高の増加に伴い売上高は386億80百万円(同20.5%増)となりました。損益面につきましては、売上高の増加により、営業利益は25億1百万円(同81.6%増)となりました。



### 航空宇宙

我が国唯一の航空機用電源システムメーカーとして、発電機をはじめとした航空機用電装品等を提供。また、ヘリコプター用レスキューホストなど人命救助に役立つ製品からロケット用制御システムなど宇宙分野で活躍する製品まで幅広く提供しています。



### 大型搬送システム

巨大な航空機の牽引をはじめ、乗客の乗り降り、貨物の搬入搬出を担う空港用地上支援車両など、空港運営に不可欠な重量物搬送を行う特殊車両を提供。さらに、港湾、倉庫、造船所における超重量物搬送で活躍する産業用特殊車両など、用途に特化した各種車両を提供しています。



### モーションコントロール機器

産業用電磁クラッチ・ブレーキからOA機器用マイクロ電磁クラッチ、自動車用電磁クラッチ、自動車用制振装置、鉄道用ブレーキ、建設機械用コントローラ、産業用サーボアクチュエータなど、豊富なバリエーションを提供。様々な機器の動作制御に関わるモーションシステム製品を幅広く提供しています。



### プリンタシステム

アミューズメント施設や街中で見られるシールプリントやカードゲーム機、各種プリントサービスに使われている昇華型プリンタを提供。世界初の両面プリンタやツインヘッド方式によるホログラムプリンタを開発するなど、プリント&ビジュアル分野の可能性を広げています。

## エンジニアリング&サービス事業

受注高	211億25百万円	(前連結会計年度比 13.1%増)
売上高	192億20百万円	(前連結会計年度比 7.4%増)
営業利益	13億86百万円	(前連結会計年度比 20.6%減)

設備工事等の増加により、受注高は211億25百万円(前連結会計年度比13.1%増)となり、売上高は192億20百万円(同7.4%増)となりました。また、損益面につきましては、売上高は増加したものの工事件件の採算性低下等により、営業利益は13億86百万円(同20.6%減)となりました。



### シンフォニアエンジニアリング(株)

当社製品の保守・サービス業務、公共、民間の電気工事、管工事、搬送工事等の設計施工業務及び情報機器(券売機、入退場システム等)の製造・販売・サービス業務を主要事業として展開しております。



### (株)S & S エンジニアリング

病院内搬送をメインに、移載・収納・保管を含むトータルな搬送システムの導入計画立案から設計、施工、メンテナンスまで一貫した取組で、最適な搬送ソリューションを提供しています。

エンジニアリング&サービス事業は、上記2社の他、保険代理業、運送業、労働者派遣業や当社グループ内の経理・給与業務を請け負うシンフォニア商事(株)、ソフトウェア開発やOA機器の販売を行う(株)アイ・シー・エスにより構成されています。

## (2)対処すべき課題

2023年度の当社グループを取り巻く経営環境は、コロナ禍からの正常化に向けた回復の動きにより、国内景気は持ち直していくことが期待されるものの、半導体分野の需要回復の遅れ、資源・材料価格高騰の継続に加え、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、複雑化する米中関係、世界的な金融システム不安の拡大等による世界経済の下振れリスクが、景気を下押しすることが懸念されます。

このような経営環境の下で当社グループといたしましては、受注拡大と利益確保のため、新商品開発を促進するとともに、既存商品の適正な販売価格への改善等を進めてまいります。

また、地政学的リスクを念頭に、調達面においては、安定的なサプライチェーンの構築及び代替品の探索等に取り組み、生産面においては、国内外の生産能力拡大に向けての検討を進めるとともに、自動化やデジタル化により生産効率の向上に努めます。

さらに、これらの取組を推進するための人的資本の充実に向けて、人材教育・評価制度の充実を図り、チャレンジする人を支える企業風土への変革を進めてまいります。

今後さらに成長し続ける企業グループとして、株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループの総力を結集し、努力を重ねてまいり所存でございます。

## (3)設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、51億65百万円であります。

その主な内容は、次の通りであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：クラッチ・プレーキ生産ライン増設[モーション機器事業]

航空宇宙部門自動試験装置導入[モーション機器事業]

当社豊橋製作所：クリーン搬送システム設備更新[クリーン搬送システム事業]

回転機試験電源設備の更新[パワーエレクトロニクス機器事業]

### ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社伊勢製作所：太陽光発電設備導入

モーションコントロール高効率加工設備導入[モーション機器事業]

当社豊橋製作所：太陽光発電設備導入

クリーン搬送機器工場拡張[クリーン搬送システム事業]

SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND),LTD.：クリーン搬送機器工場新設[クリーン搬送システム事業]



#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当連結会計年度)
			第 96 期	第 97 期	第 98 期	第 99 期
受 注 高 (百万円)			88,863	84,205	110,465	125,095
売 上 高 (百万円)			89,757	87,312	94,585	108,808
営 業 利 益 (百万円)			3,068	4,891	7,514	11,625
経 常 利 益 (百万円)			2,872	4,810	7,898	11,997
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)			1,688	3,677	5,593	8,098
総 資 産 (百万円)			103,835	109,353	116,801	127,321
1株当たり当期純利益 (円)			56.94	124.51	194.99	287.24
R O A (%)			1.6	3.4	4.8	6.4
R O E (%)			3.9	7.8	10.6	13.9
D E レ シ オ (倍)			0.51	0.47	0.40	0.35

- (注) 1. 2020年度につきましては、プリンタシステム、大型搬送システムや振動機器が不調であったことにより受注高・売上高ともに減少いたしました。航空宇宙での新規案件の費用増の収束等により、利益は増加いたしました。
2. 2021年度につきましては、グリーン搬送システムやモーションコントロール機器が好調であったことにより受注高・売上高ともに増加し、売上高の増加や利益率改善等により、利益も増加いたしました。
3. 2022年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
5. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
- ROA=親会社株主に帰属する当期純利益/総資産  
 ROE=親会社株主に帰属する当期純利益/純資産（期首期末平均）  
 DEレシオ=有利子負債/純資産

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当 期)
			第 96 期	第 97 期	第 98 期	第 99 期
受 注 高 (百万円)			65,229	63,376	86,772	98,558
売 上 高 (百万円)			67,424	64,981	72,093	84,265
営 業 利 益 (百万円)			1,034	2,832	5,462	9,420
経 常 利 益 (百万円)			1,511	3,427	6,267	10,537
当 期 純 利 益 (百万円)			987	2,964	4,580	7,687
総 資 産 (百万円)			93,414	96,618	103,101	109,847
1株当たり当期純利益 (円)			33.31	100.37	159.67	272.67
R O A (%)			1.1	3.1	4.4	7.0
R O E (%)			2.6	7.4	10.6	16.3
D E レ シ オ (倍)			0.58	0.56	0.50	0.43

- (注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
3. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
- ROA=当期純利益/総資産  
 ROE=当期純利益/純資産（期首期末平均）  
 DEレシオ=有利子負債/純資産

## (5)重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事(株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業・倉庫・運送業・鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業・電気・電子機器類の設計・試験、労働者派遣業、経理・給与業務の受託
シンフォニアエンジニアリング(株)	100 百万円	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
(株)アイ・シー・エス	32 百万円	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
(株)大崎電業社	48 百万円	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造・販売
(株)S & Sエンジニアリング	200 百万円	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売・エンジニアリング
シンフォニアマイクロテック(株)	84 百万円	100.00	マイクロクラッチの製造・販売
昕芙施雅機電(香港)有限公司	10 百万香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙施雅機電(東莞)有限公司	2 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造
SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.	4 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造・販売
SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.	289 百万タイバーツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィード・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造・販売
昕芙施雅商貿(上海)有限公司	150 百万円	100.00	当社製品の販売、部材の調達

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の11社であります。  
2. 上表当社の出資比率の( )内は間接保有割合であります。

## (6) 主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィード、ナチュエネシステム等
クリーン搬送システム	半導体製造装置用ハンドリング機器等
エンジニアリング&サービス	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売等

## (7) 主要な営業所及び工場

### ① 当社の主要な営業所及び工場

本社 東京

支社 大阪、名古屋

支店 九州（福岡）

営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、中国（広島）

工場 伊勢製作所（伊勢、鳥羽）、豊橋製作所

### ② 主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株)（伊勢）、シンフォニアエンジニアリング(株)（伊勢、東京）、(株)アイ・シー・エス（伊勢）、

(株)大崎電業社（東京）、(株)S & S エンジニアリング（東京）、シンフォニアマイクロテック(株)（明石）、

昕芙旋雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙旋雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）、

SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.（ベトナム社会主義共和国・ハナム）、

SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.（タイ王国・サムットプラカーン）、

昕芙旋雅商貿（上海）有限公司（中華人民共和国・上海）

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
モーション機器	1,629名	41名減
パワーエレクトロニクス機器	917名	8名減
クリーン搬送システム	314名	39名増
エンジニアリング & サービス	820名	12名増
計	3,680名	2名増

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。  
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

### ② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,931名	1名増	39.9歳	16.5年

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。  
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	4,303
(株) 三菱UFJ銀行	2,149
(株) 三井住友銀行	2,141
三井住友信託銀行(株)	2,134
(株) 日本政策投資銀行	1,522
みずほ信託銀行(株)	1,356

- (注) 当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関19行とシンジケート方式による総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は50億円であります。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 116,000,000株  
 (2)発行済株式の総数 28,362,718株 (自己株式1,426,404株を除く)  
 (3)株主数 13,475名  
 (4)大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 ( 株 ) ( 信 託 口 )	2,851 <sup>千株</sup>	10.05 <sup>%</sup>
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 ( 株 ) ( 退 職 給 付 信 託 口 ・ ( 株 ) 神 戸 製 鋼 所 口 )	1,835	6.47
シ ン フ ォ ニ ア テ ク ノ ロ ジ ー グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,027	3.62
ダ イ キ ン 工 業 ( 株 )	1,017	3.59
シ ン フ ォ ニ ア テ ク ノ ロ ジ ー 取 引 先 持 株 会	926	3.27
( 株 ) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	921	3.25
大 日 本 印 刷 ( 株 )	732	2.58
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 ( 株 )	451	1.59
前 尾 吉 信	427	1.51
ナ ブ テ ス コ ( 株 )	400	1.41
神 鋼 商 事 ( 株 )	400	1.41

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)の持株数1,835千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。  
 2. 当社は、自己株式を1,426,404株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
 3. 持株比率は自己株式(1,426,404株)を控除して計算しております。なお、自己株式(1,426,404株)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(167,500株)は含まれておりません。

- (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	6,400 <sup>株</sup>	2 <sup>名</sup>



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役会長（開発本部の管掌）	—
平野新一	代表取締役社長	—
坂本克之	取締役（財務部長兼同内部統制推進室長、IT企画部、監査部及び全社リスク管理の担当、経営企画部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌）	—
千手裕治	取締役（電機システム本部長兼同産業インフラシステム及び振動機事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌）	—
※山国稔	取締役（電子精機本部長）	—
※幡野隆一	取締役（クリーン搬送システム本部長、グローバル事業推進本部の管掌）	—
重河和夫	社外取締役（非常勤）	—
※結川孝一	社外取締役（非常勤）	河西工業(株)社外取締役 セーレン(株)非常勤顧問
※佐古達信	社外取締役（非常勤）	双日マシナリー(株)取締役会長
堀悟	監査役（常勤）	—
大西健司	社外監査役（常勤）	—
下谷收	社外監査役（非常勤）	弁護士
藤岡純	社外監査役（非常勤）	—

- (注) 1. 当社は、重河和夫、結川孝一、佐古達信、大西健司、下谷收及び藤岡純の6氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
 2. 上表※印の者は、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。  
 3. 当社と上表「重要な兼職の状況」に記載の各兼職先との間には、特別な関係はありません。  
 4. 当期中の取締役の退任は以下の通りであります。

氏名	地位及び担当（退任時）	退任年月日	退任事由
斉藤文則	取締役相談役	2022年6月29日	任期満了
成久雅章	取締役（社長付）	2022年6月29日	任期満了
水井聡	社外取締役（非常勤）	2022年6月29日	任期満了

5. 2022年4月1日をもって、次の通り取締役の地位の異動がありました。

氏名	異動後の地位	異動前の地位
斉藤文則	取締役相談役	代表取締役社長
平野新一	代表取締役社長	代表取締役

6. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
※坂本克之	常務執行役員（財務部長兼同内部統制推進室長、IT企画部、監査部及び全社リスク管理の担当、経営企画部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌）
※千手裕治	常務執行役員（電機システム本部長兼同産業インフラシステム及び振動機事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌）
※山国稔	常務執行役員（電子精機本部長）
※幡野隆一	常務執行役員（クリーン搬送システム本部長、グローバル事業推進本部の管掌）

氏名	地位及び担当
花木敦司	執行役員 (クリーン搬送システム本部副本部長 (クリーン搬送生産部門の統括) 兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長)
溝端浩輝	執行役員 (総務人事部長、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの担当)
中村俊樹	執行役員 (開発本部長)
加藤清巳	執行役員 (グローバル事業推進本部長兼同グローバル市場開発部長兼開発本部メディカルエンジニアリングセンター担当部長 (事業企画グループ))
吉原宗祐	執行役員 (電機システム本部副本部長 (電機生産部門の統括) 兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長)
佐伯英一郎	執行役員 (経営企画部長)
林和孝	執行役員 (電機システム本部社会インフラシステム及び試験装置事業、営業業務統括部、支社・支店・営業所の担当)
瀬田学	執行役員 (電子精機本部航空宇宙事業の担当)
稲垣努	執行役員 (電子精機本部副本部長 (電精生産部門の統括) 兼同伊勢製作所長)
相澤純也	執行役員 (電子精機本部モーションコントロール機器事業の担当兼同本部半導体事業推進室長)

(注) 上表※印の者は、取締役を兼務しております。

7. 2023年4月1日付の役員体制は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
武藤昌三	代表取締役会長 (開発本部の管掌)
平野新一	代表取締役社長
坂本克之	取締役常務執行役員 (財務部長兼同内部統制推進室長、IT企画部、監査部及び全社リスク管理の担当、経営企画部、総務人事部、法務部、品質管理部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌)
千手裕治	取締役常務執行役員 (電機システム本部長兼同産業インフラシステム及び振動機事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌)
山国稔	取締役常務執行役員 (電子精機本部長)
幡野隆一	取締役常務執行役員 (クリーン搬送システム本部長、グローバル事業推進本部の管掌)
重河和夫	社外取締役 (非常勤)
結川孝一	社外取締役 (非常勤)
佐古達信	社外取締役 (非常勤)
堀悟	監査役 (常勤)
大西健司	社外監査役 (常勤)
下谷收	社外監査役 (非常勤)
藤岡純	社外監査役 (非常勤)
花木敦司	執行役員 (クリーン搬送システム本部副本部長 (クリーン搬送生産部門の統括) 兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長)
溝端浩輝	執行役員 (総務人事部長、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの担当)
中村俊樹	執行役員 (品質管理部の担当)
加藤清巳	執行役員 (グローバル事業推進本部長兼同グローバル市場開発部長兼開発本部メディカルエンジニアリングセンター担当部長 (事業企画グループ))
吉原宗祐	執行役員 (電機システム本部副本部長 (電機生産部門の統括) 兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長)
佐伯英一郎	執行役員 (経営企画部長)
林和孝	執行役員 (電機システム本部社会インフラシステム及び試験装置事業、営業業務統括部、支社・支店・営業所の担当)
瀬田学	執行役員 (電子精機本部航空宇宙事業の担当)
稲垣努	執行役員 (電子精機本部副本部長 (電精生産部門の統括) 兼同伊勢製作所長)
相澤純也	執行役員 (電子精機本部モーションコントロール機器事業の担当兼同本部半導体事業推進室長)
◎塩崎明	執行役員 (開発本部長)

(注) 上表◎印の者は、新任執行役員であります。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社等の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の役員報酬制度は、「固定報酬」と業績、役位及び各取締役の貢献度を反映した「業績連動報酬」及び「業績連動型株式報酬」から構成されており、独立役員が半数を占める指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の承認を得ております。業績により変動はあるものの、平常は概ね2割程度が業績に連動する報酬（その4分の1程度が業績連動型株式報酬）となるよう設計しております。

取締役の報酬については、役員報酬制度に従い、代表取締役社長が各取締役の個別報酬額を起案し、その総額を取締役会で決議しております。なお、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち、社外取締役)	393 (27)	267 (27)	99 (-)	26 (-)	12 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	65 (39)	65 (39)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち、社外役員)	458 (67)	332 (67)	99 (-)	26 (-)	16 (7)

- (注) 1. 上表には、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
2. 固定報酬は、役位及び職責に応じて支給額を算定し、毎月支給することとしております。
3. 業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象とし、役位別の基礎額に、業績評価指標に応じた評価係数及び各取締役の貢献度に応じた成績係数を加味して算定し、翌事業年度に支給しております。業績評価指標については、事業の成果を明確に評価できるように、当社個別の前事業年度の経常利益目標達成率、売上高経常利益率、売上高当期純利益率の3つの指標を採用しております。2021年度の経常利益目標達成率は169.4%、売上高経常利益率は8.7%、売上高当期純利益率は6.4%となりました。
4. 業績連動型株式報酬は、信託期間中の毎年6月に開催される当社定時株主総会の日（ポイント付与日）に、同年3月31日で終了した事業年度における業績、役位及び各取締役の貢献度に応じて取締役のポイントが付与され、付与されたポイントの累計に応じた株式を、取締役の退任時に給付する制度であります。業績に関する指標については、株主の皆様と目線を同じくするため、当期純利益（連結）を採用しており、その実績のうち一定割合を報酬の原資とするものであります。2021年度の当期純利益（連結）は5,593百万円となりました。

- 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において年額4億9,000万円以内（うち、社外取締役分6,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において当初2事業年度分として1億800万円を上限に、金銭または自己株式を信託に拠出し、拠出を受けた金銭を原資として、信託が当社株式を取得し取締役に給付する「業績連動型株式報酬制度」を決議しております。取締役に、各事業年度に関して、役位及び連結業績等に応じたポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は5万4,000ポイントを上限としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。
- 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において年額7,200万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
- 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、あらかじめ定めた報酬体系を基に上記①の手続きを経て決定されており、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4)社外役員に関する事項

##### ①当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
重河和夫	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では製造業での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
結川孝一	社外取締役（非常勤）	当事業年度の選任後11回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では当社とは異なる業種での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
佐古達信	社外取締役（非常勤）	当事業年度の選任後11回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では当社とは異なる業種での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
大西健司	社外監査役（常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
下谷 收	社外監査役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行っております。
藤岡 純	社外監査役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。

##### ②責任限定契約の内容の概要

重河和夫、結川孝一、佐古達信、大西健司、下谷收及び藤岡純の6氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

47百万円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)、昕芙施雅機電(香港)有限公司、昕芙施雅機電(東莞)有限公司、SINFONIA MICROTEC(VIETNAM) CO.,LTD.、SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.及び昕芙施雅商貿(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しており、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- ・「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- ・財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- ・当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
- ・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- ・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。

- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

#### (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

#### (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

#### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の実績から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取扱いをしてはならないこととしています。

#### (9) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役職務の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役職務の執行に必要な緊急または臨時の支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

#### (当該体制の運用状況)

##### ① 取締役職務の執行

- ・独立性の高い社外取締役を3名選任し、当事業年度に15回開催された取締役会において、外部からの経営チェック・助言が行われています。
- ・執行役員に決裁権限を委譲し、効率的な業務執行を行っています。また、経営会議や事業執行会議を毎月開催し、経営意思の決定と業務執行の監督を行っています。
- ・グループ企業に関する重要な事項は適宜取締役会に報告され、監督を行っています。

##### ② コンプライアンス

- ・当社及びグループ企業でコンプライアンスに関する研修や教育資料の配布を行い、意識の強化と問題の未然防止に努めています。
- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、議事の要旨を社内で周知したほか、コンプライアンスに関してグループ企業との会合を行い、情報の共有を行っています。
- ・グループ企業を含む従業員にスピークアップ制度の周知を継続的にを行い、その利用状況についてはコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

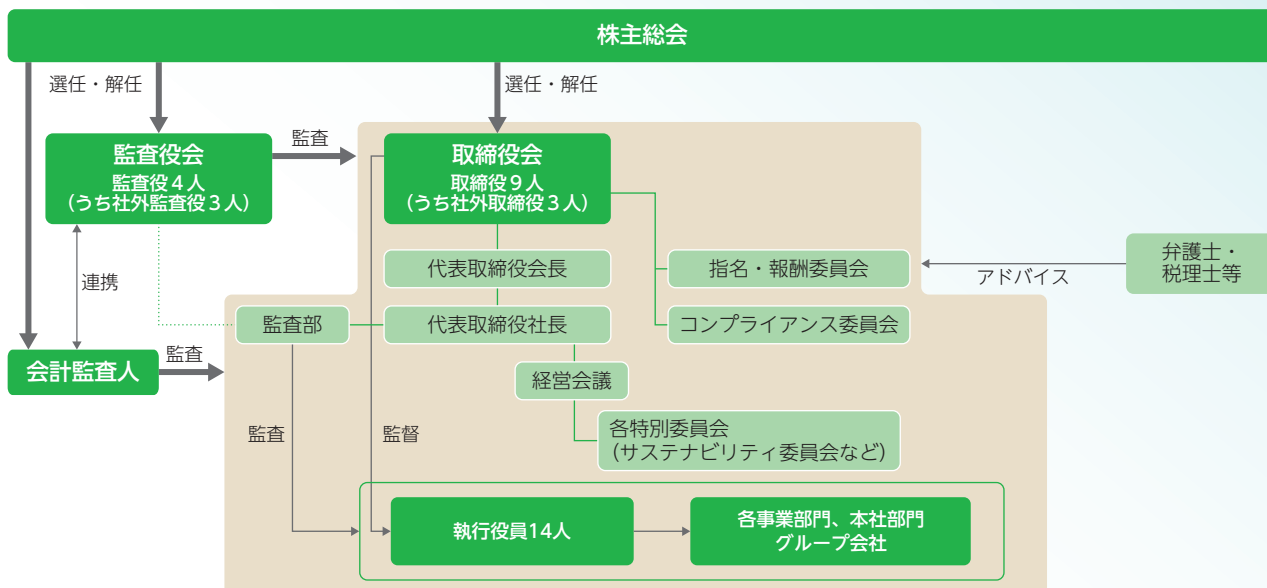
③リスク管理

- ・リスクの評価と対応を適切に行うため、専門の会議体や委員会を設置し、リスク管理を継続的に行っており、リスク管理委員会を当事業年度において1回開催しています。また、「リスク管理規程」及びリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」の策定、経営会議への報告等により、当社グループにおけるリスクの共有及び対応を図っております。
- ・企業価値を低下させるあらゆるリスクを管理するため、当事業年度においてサステナビリティ委員会を2回、情報セキュリティ委員会を2回、安全保障貿易管理特別委員会を2回開催しています。

④監査役職務の執行

- ・監査役は、監査役会で定めた「年度監査方針・計画」に沿って、取締役会等の重要な会議への出席、執行役員決裁等の必要な書類の閲覧、各取締役との意見交換、監査部及び会計監査人との連携、グループ企業を含む各拠点へのウェブ会議システムを用いたリモート監査を実施し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を確認しています。
- ・監査役会は、独立性の高い3名の社外監査役を含む4名で構成されており、当事業年度において15回開催されています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



## 6 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記(3)2)①において定義している大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様にご委ねされるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て(ア)企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、(イ)株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、(ウ)対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(エ)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、(ア)多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、(イ)創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、(ウ)ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、(エ)事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、(オ)組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損されることとなります。また、下記(3)2)②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様との判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

#### 1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

##### ① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先を行く技術」「地球を大切に作る心」「思いやりのある行動」私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、1917年の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- (i) 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- (ii) 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- (iii) 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係



(iv)個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(v)当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

②当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社グループは、2022年度を初年度とする3カ年のグループ中期経営計画を策定し、取組を進めております。継続的な成長を実現するため、新商品の開発、新事業の育成に重点的に取り組むことで、製品ポートフォリオを変革し、新たなステージでの安定した企業成長と社会のサステナブルな発展への貢献を目指します。

2022-2024年は、技術開発力の強化と新商品・新事業の創出活動を最重要テーマとして、半導体関連分野に注力し、同分野の売上構成比率を上昇させ、成長ドライバーとしての位置づけを着実なものとし、また、物流・再生医療・脱炭素に関連する新製品の開発にも積極的に取り組むことで、製品ポートフォリオの変革を図ってまいります。

(i)技術開発力強化による製品構成の改革

モータードライブ・パワーエレクトロニクス・システム制御技術の領域の拡大を進めてまいります。

特に半導体搬送、物流搬送ロボットシステム、エネルギーマネジメントに関連する分野については、産学連携・M&Aなども積極的に活用し、製品ポートフォリオの変革に繋げてまいります。

(ii)脱炭素・環境負荷低減への取組

社会及び当社グループのサステナブルな発展に向け、温室効果ガス排出量削減に努めるとともに、お客様の温室効果ガス排出量削減に繋がる製品へのシフトを進めます。

(iii)グローバル事業拡大

グローバルに跨るお客様への迅速な対応の実現に向け、アジア・北米地域の現地法人の機能強化を進めることで、グローバルビジネスの拡大を図ってまいります。

(iv)製品競争力・生産力の強化

製品競争力・生産力の強化に向け、製品のデジタル化及び生産の自動化を積極的に進め、収益力の向上を図ってまいります。

(v)組織・文化の改革

サステナブルな企業文化の構築に向けて、中長期的な成長を視野に、人材教育・評価制度の充実、事業環境に柔軟に対応できる組織改革を通して、チャレンジできる人・チャレンジする人を支える企業への変革を図ってまいります。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置づけている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にする企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役3名及び社外監査役3名を選任し、



6名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、コンプライアンスに対する社内意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

### (3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（本対応方針）

当社は、上記（1）に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を2020年6月26日開催の第96回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

#### 1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記（1）に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

#### 2) 本対応方針の概要

##### ①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)または(ii)に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### ②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(ア)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(イ)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意識確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主

意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

### ③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様のご利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。なお、当社は、この場合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

### ④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様のご利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものいたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様へ適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

### ⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

### 3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、2020年6月26日開催の第96回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、（ア）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または（イ）当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものいたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、2020年5月13日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（当社ウェブサイト <https://www.sinfo-t.jp>）

#### (4)上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様との共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組は、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### (5)上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記(1)の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記1)から5)までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員地位の維持を目的とするものではありません。

##### 1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、2020年6月26日開催の第96回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記(3)3)に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

##### 2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

##### 3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

#### 4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

#### 5) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)3)に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、毎年、当社の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>74,297</b>
現金及び預金	9,494
受取手形、売掛金及び契約資産	37,331
商品及び製品	2,467
仕掛品	9,582
原材料及び貯蔵品	14,725
その他	777
貸倒引当金	△80
<b>固定資産</b>	<b>53,024</b>
有形固定資産	32,834
建物及び構築物	10,936
機械装置及び運搬具	3,197
工具、器具及び備品	1,403
土地	14,619
リース資産	56
建設仮勘定	2,620
無形固定資産	1,366
投資その他の資産	18,822
投資有価証券	12,039
退職給付に係る資産	4,026
繰延税金資産	1,011
その他	1,876
貸倒引当金	△130
<b>資産合計</b>	<b>127,321</b>

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>46,093</b>
支払手形及び買掛金	12,270
電子記録債務	8,549
短期借入金	7,360
1年内返済予定の長期借入金	2,981
未払費用	5,675
未払法人税等	1,955
未払消費税等	828
製品保証引当金	395
受注損失引当金	324
その他	5,751
<b>固定負債</b>	<b>18,619</b>
長期借入金	11,617
繰延税金負債	1,258
再評価に係る繰延税金負債	1,669
役員退職慰労引当金	123
役員株式給付引当金	100
環境対策引当金	8
退職給付に係る負債	3,056
その他	784
<b>負債合計</b>	<b>64,713</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>48,896</b>
資本金	10,156
資本剰余金	452
利益剰余金	40,242
自己株式	△1,955
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>13,712</b>
その他有価証券評価差額金	5,933
繰延ヘッジ損益	△3
土地再評価差額金	3,913
為替換算調整勘定	683
退職給付に係る調整累計額	3,185
<b>純資産合計</b>	<b>62,608</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>127,321</b>



## 連結損益計算書 (2022年4月1日より2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		108,808
売上原価		82,076
売上総利益		26,731
販売費及び一般管理費		15,106
営業利益		11,625
営業外収益		
受取利息及び配当金	347	
為替差益	243	
その他の	152	742
営業外費用		
支払利息	144	
寄付金	44	
その他の	181	370
経常利益		11,997
特別損失		
固定資産整理損失	530	
退職給付費用	659	1,189
税金等調整前当期純利益		10,807
法人税、住民税及び事業税	3,101	
法人税等調整額	△391	2,709
当期純利益		8,098
親会社株主に帰属する当期純利益		8,098

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2022年4月1日より2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	6,034
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,057
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,276
現金及び現金同等物に係る換算差額	59
現金及び現金同等物の増減額	759
現金及び現金同等物の期首残高	8,733
現金及び現金同等物の期末残高	9,493

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>61,843</b>
現金及び預金	7,050
受取手形、売掛金及び契約資産	30,319
商品及び製品	958
仕掛品	9,612
原材料及び貯蔵品	12,113
短期貸付金	232
未収入金	1,388
その他	198
貸倒引当金	△30
<b>固定資産</b>	<b>48,003</b>
有形固定資産	30,936
建物	9,238
構築物	469
機械及び装置	2,751
車両運搬具	27
工具、器具及び備品	1,125
土地	14,792
リース資産	39
建設仮勘定	2,491
無形固定資産	1,167
ソフトウェア	1,030
ソフトウェア仮勘定	122
その他	13
投資その他の資産	15,900
投資有価証券	11,252
関係会社株式	3,103
関係会社出資金	200
長期貸付金	262
繰延税金資産	134
その他	1,010
貸倒引当金	△63
<b>資産合計</b>	<b>109,847</b>

(単位：百万円)

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>43,516</b>
支払手形	2,084
電子記録債務	7,417
買掛金	7,174
短期借入金	7,170
1年内返済予定の長期借入金	2,981
リース債務	18
未払金	707
未払費用	4,403
未払法人税等	1,631
未払消費税等	603
契約負債	1,955
預り金	4,484
製品保証引当金	395
受注損失引当金	324
その他	2,163
<b>固定負債</b>	<b>15,544</b>
長期借入金	11,617
リース債務	27
再評価に係る繰延税金負債	1,669
退職給付引当金	1,370
役員株式給付引当金	100
環境対策引当金	8
資産除去債務	358
その他	391
<b>負債合計</b>	<b>59,061</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>41,238</b>
資本金	10,156
資本剰余金	452
資本準備金	452
その他資本剰余金	0
利益剰余金	32,584
利益準備金	1,364
その他利益剰余金	31,220
繰越利益剰余金	31,220
自己株式	△1,955
<b>評価・換算差額等</b>	<b>9,547</b>
その他有価証券評価差額金	5,636
繰延ヘッジ損益	△3
土地再評価差額金	3,913
<b>純資産合計</b>	<b>50,786</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>109,847</b>

## 損益計算書 (2022年4月1日より2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		84,265
売 上 原 価		65,018
売 上 総 利 益		19,247
販売費及び一般管理費		9,826
営 業 利 益		9,420
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,140	
為 替 差 益	210	
そ の 他	91	1,442
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153	
寄 付 金	41	
そ の 他	131	326
経 常 利 益		10,537
特 別 損 失		
固 定 資 産 整 理 損 失	530	530
税 引 前 当 期 純 利 益		10,006
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,416	
法 人 税 等 調 整 額	△97	2,319
当 期 純 利 益		7,687

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

シンフォニアテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

シンフォニアテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監 査 役 (常勤)	堀	悟	Ⓔ
社外監査役 (常勤)	大 西	健 司	Ⓔ
社外監査役 (非常勤)	下 谷	收	Ⓔ
社外監査役 (非常勤)	藤 岡	純	Ⓔ

以 上

## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (その他必要あるときは予め公告します。)
上場取引所	東京証券取引所 プライム市場
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

## 単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、  
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。



〈× モ 欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス

### クリーン搬送システム事業の強化

当社グループは、次なるSTAGEへの飛躍を目指し、クリーン搬送システム事業を中心とした半導体関連分野を成長ドライバーと位置づけ、受注の拡大を目指すとともに新製品の開発と生産能力の強化に取り組んでおります。

足元では、半導体市場は近年の急成長に対して調整局面を迎えておりますが、中長期的には成長していくことがほぼ確実視されており、将来の需要拡大に対応していくため、当社は豊橋製作所のクリーン搬送システム工場の増築を行い、半導体製造装置用機器の生産能力強化に向けた体制整備を進めております。

そのほか、伊勢製作所では半導体製造装置用のクリーンルームを2021年度に新設し、シンフォニアテクノロジー（タイ）ではクリーン搬送システム事業の新工場を建設する等、3拠点で半導体製造装置用機器の生産能力強化を進めており、これらの設備投資により、2025年度には半導体製造装置用機器のグループ全体での生産能力を現状比2倍の年間600億円に引き上げます。

また、当社は2022年10月にクリーン搬送システム事業を本部として独立させました。当社グループの成長の牽引役となるように、クリーン搬送システム事業にヒト・モノ・カネといった経営資源を集中的に投入し、さらなる事業拡大を推進いたします。



豊橋製作所に増築中のクリーン搬送システム工場

## SINFONIA CUP U-17 伊勢で初開催

2023年2月23日、サステナビリティ活動の一環として三重県中南勢地域を本拠地とする社会人サッカークラブ FC.ISE-SHIMA殿にご協力をいただき、伊勢フットボールヴィレッジにおいて、三重県内の高校サッカー部12校を集めたサッカー大会「SINFONIA CUP U-17」を開催いたしました。



各校の学生や監督、そのほかスタッフを含め300人以上が集い、熱気に満ち溢れる大会となりました。一部YouTubeライブ配信を実施し、大会の様子を参加校選手のご家族や関係者の方々にもご視聴いただき、盛況のうちに終わることができました。

当社では、サステナビリティを推進しており、持続可能な社会の実現に向けて様々な活動を行っております。「SINFONIA CUP U-17」の開催は、新たな取組の一環であり、若者のスポーツ振興を通じて地元地域の活性化と選手達の心身の発達に資することで、持続可能な社会の発展に貢献したいとの思いから実現しました。




初開催のSINFONIA-CUP U-17で熱戦を繰り上げた選手達



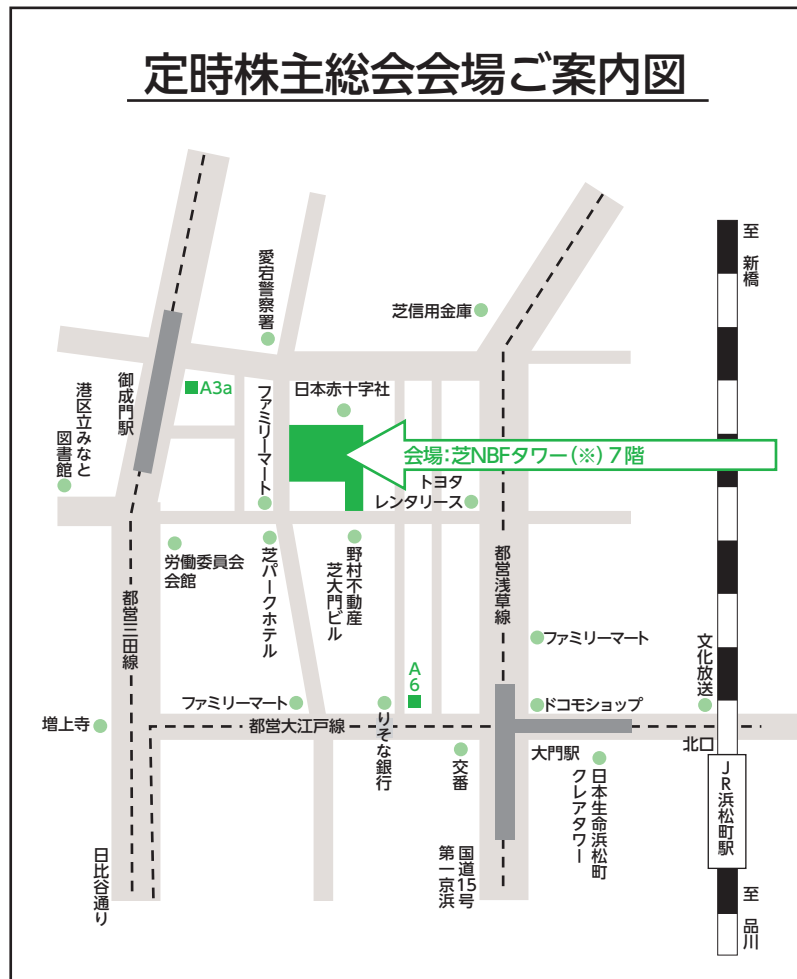
当社溝端執行役員による挨拶の様子

熱戦の様様はこちらから

 **YouTube** シンフォニア公式チャンネル  
SINFONIA-CUP U-17 見逃し配信中!(Aピッチ)



# 定時株主総会会場ご案内図



※ ビルの敷地内には、「芝NBFタワー」の表示のほか、「日本自動車会館」の表示もあります。

- 地下鉄 都営三田線「御成門」駅A3a出口 徒歩3分
- 地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線「大門」駅A6出口 徒歩4分
- JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅北口 徒歩8分

※ お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

※ スマートフォンや携帯電話等で検索される場合は、当社の電話番号「03-5473-1800」を入力いただくと地図が表示されます。

**シンフォニア テクノロジー 株式会社**

〒105-8564

東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー

TEL 03 (5473) 1800

<https://www.sinfo-t.jp>

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



この印刷物はFSC®認証紙を使用しています。



この印刷物は植物油インキで作成されています。